



# ミニ ディスクロージャー 2020 こうしん

## —2020年9月末の概要—

### ごあいさつ

組合員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より江東信用組合に格別なるご愛顧ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。ここに令和2年度上半期の決算概要を纏めましたので、ご高覧頂きたく存じます。

今年は、天候不順、災害、コロナにより非常に厳しい状況が続いています。特にコロナ禍で社会、経済への影響は戦後経験のない事と言われております。このような状況のもと、当組合としても、組合員を通じて地域に深く根差しているという特性を生かして、事業者にも最も身近な存在として、コロナの問題における支援をはじめとする金融仲介機能を十分に発揮すると共に経営改善、事業再生に取り組んで参ります。

今後とも組合員の皆様のご協力、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 中村 博保

### 事業方針

#### ○基本方針

「中小企業等協同組合法」に基づく組合員の相互扶助を目的とした金融機関として、

《お客様を大切にして、各種ニーズにお応えする》ことによって、地域の皆様に必要とされる金融機関を目指します。

#### ○経営方針

##### 1. 経営基盤の強化と安定した収益の確保

- ①効率的店舗運営を実践する
- ②狭域高密度取引の徹底
- ③適正な当期利益の確保
- ④コンプライアンス、リスク管理態勢の充実

##### 2. 地域貢献活動の展開

- ①中小・小規模事業者の再生と活性化への寄与
- ②生活者の生活安定と向上策の提案
- ③地域活性化行事への積極的な参加

##### 3. 人事管理の徹底

- ①人材の育成と活用による態勢整備
- ②適正な人事評価による組織の活性化

### 2020年9月末の決算概要

#### 〔成長性・効率性〕

預金積金残高	75,656百万円	(R2. 3期 71,556百万円)
貸出金残高	35,877百万円	(R2. 3期 33,679百万円)
役職員一人当り預金積金	758百万円	(R2. 3期 745百万円)

#### 〔収益性・安全性〕

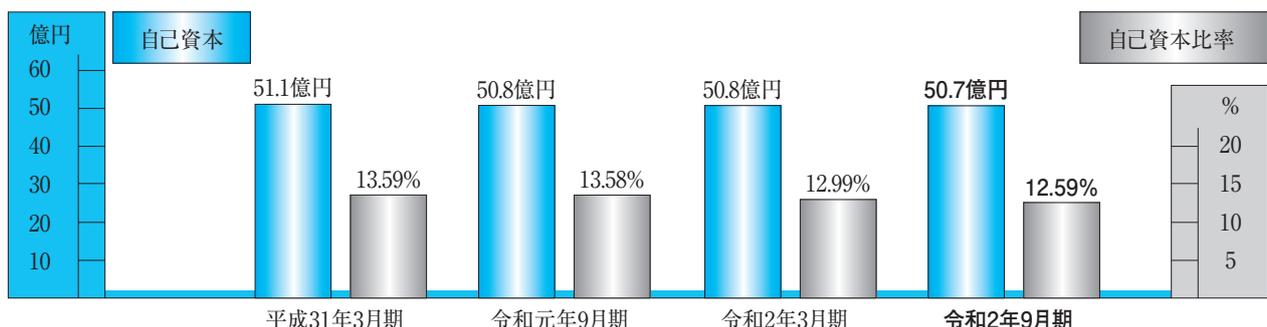
業務純益	△3百万円	(R1. 9期 △22百万円)
経常利益	△5百万円	(R1. 9期 △28百万円)
当期純利益	△12百万円	(R1. 9期 △33百万円)

$$\star \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本総額 } 5,074 \text{百万円}}{\text{リスクアセット総額 } 40,298 \text{百万円}} = 12.59\%$$

・リスクアセット総額の内訳

信用リスク・アセット	38,534百万円
オペレーショナルリスク相当額を8%で割って得た額	1,764百万円

・当組合の自己資本比率は、健全基準(国内基準では4%以上)を上回る**12.59%**で、**お客様に安心していただける体力を維持**しております。



## 江東信用組合に対する Q & A

### Q 江東信用組合の経営内容をお聞かせ下さい。

**A** 地域密着型事業計画の積極的な推進を図り、前年同期と比べて預金積金については3.85%増加、貸出金については9.74%増加しました。

自己資本比率については、健全基準（国内基準では4%以上）を上回る12.59%で、今後も組合員の皆様に安心してお取引いただけるような健全経営に努めます。

#### 主要経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成31年3月期	令和元年9月期	令和2年3月期	令和2年9月期
経常収益	1,091,902	479,622	931,265	499,442
経常利益	59,262	△28,173	△136,651	△5,117
当期純利益	41,129	△33,522	△25,770	△12,984
預金積金残高	75,376,470	72,845,337	71,556,257	75,656,939
貸出金残高	33,122,912	32,691,830	33,679,057	35,877,653
有価証券残高	7,660,519	8,301,307	8,888,808	10,014,199
総資産残高	81,389,232	78,662,995	77,096,482	81,939,413
自己資本総額	5,118,825	5,086,024	5,088,453	5,074,553
自己資本比率	13.59%	13.58%	12.99%	12.59%



### Q 不良債権の処理状況を教えてください。

**A** 当組合は、貸出資産の健全性を維持する為に、毎期積極的に償却・引当処理を実施しておりますが、令和2年9月末の状況は下表の通りです。

保全率とは債権額に対して担保・保証等と貸倒引当金によってカバーされている率をいいます。

不良債権比率は0.39ポイント減少し、破産更正等債権については**100%全額引当済**であり、危険債権については**3.23%**、また要管理債権に対しては引当基準に基づく貸倒実績率による引当金を計上しております。

引続き不良債権の発生防止及び早期処理に努め、金融機関としての「健全性の確保・維持」を目指しております。

#### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：千円・%)

区 分	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B) + (C)		保 全 率 (D) / (A)
				(D)	(D) / (A)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年3月末	566,594	421,771	144,823	566,594	100.00
	令和2年9月末	547,206	401,629	145,576	547,205	100.00
危 険 債 権	令和2年3月末	290,123	254,439	1,874	256,313	88.35
	令和2年9月末	280,996	248,117	1,063	249,180	88.68
要 管 理 債 権	令和2年3月末	446,717	374,990	219	375,209	83.99
	令和2年9月末	419,705	370,405	0	370,405	88.25
不 良 債 権 計	令和2年3月末	<b>1,303,434</b>	<b>1,051,200</b>	<b>146,916</b>	<b>1,198,116</b>	<b>91.92</b>
	令和2年9月末	<b>1,247,907</b>	<b>1,020,151</b>	<b>146,639</b>	<b>1,166,790</b>	<b>93.50</b>
正 常 債 権	令和2年3月末	32,416,538				
	令和2年9月末	34,668,172				
合 計	令和2年3月末	<b>33,719,972</b>				
	令和2年9月末	<b>35,916,079</b>				

〈令和2年9月末の算出方法〉

- 債権者区分については原則として令和2年3月末時点における自己査定による債権者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債権者区分の変更等のあった債権者については、当組合の定める基準に基づく債権者区分見直し後の債権者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債権者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債権者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」の金額は、債権者区分でいう破綻懸念先に該当する債権者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」の金額は、債権者区分でいう要注意先に該当する債権者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び3か月以上延滞している貸出債権の合計です。
- 「正常債権」の金額は、債権者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計です。

#### 不良債権比率の推移

平成31年3月期	令和元年9月期	令和2年3月期	令和2年9月期
4.09%	4.01%	3.87%	<b>3.47%</b>

## Q 有価証券の時価情報を教えてください。

A 評価損については、決算時の当組合査定基準に基づいて算出された数値であり、満期時には円100%で額面金額通り償還されるもので、元本割れの心配はありません。

### ◎満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和2年9月末			〈参考〉令和2年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	400	436	35	400	440	40
	地 方 債	—	—	—	200	200	0
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	224	231	6	226	232	6
	そ の 他	400	404	4	100	100	0
	小 計	1,025	1,072	47	926	974	47
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	300	292	▲ 7
	小 計	—	—	—	300	292	▲ 7
	合 計	1,025	1,072	47	1,226	1,267	40

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### ◎その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和2年9月末			〈参考〉令和2年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	122	101	20	43	30	12
	債 券	4,311	4,198	112	3,298	3,198	99
	国 債	569	498	70	568	498	69
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,742	3,700	42	2,729	2,700	29
	そ の 他	758	693	64	96	80	15
	小 計	5,192	4,994	197	3,437	3,309	127
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	304	380	▲ 76	276	361	▲ 85
	債 券	2,658	2,700	▲ 41	3,469	3,500	▲ 30
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,658	2,700	▲ 41	3,469	3,500	▲ 30
	そ の 他	763	822	▲ 59	407	485	▲ 78
	小 計	3,725	3,903	▲ 177	4,153	4,346	▲ 193
	合 計	8,917	8,897	20	7,590	7,656	▲ 65

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、投資信託及びその他証券です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## Q 江東信用組合のご融資先についてお聞かせ下さい。

A 当組合は、小口融資を推進し、業種別では現在次のようにご利用頂いております。

### ◎貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和2年9月末		〈参考〉令和2年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,183,255	6.1	2,422,961	7.2
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	2,002,621	5.6	2,241,977	6.7
電気、ガス、熱供給、水道業	45,352	0.1	25,880	0.1
情 報 通 信 業	101,007	0.3	75,542	0.2
運 輸 業、郵 便 業	512,660	1.4	492,473	1.5
卸 売 業、小 売 業	7,631,649	21.3	6,489,834	19.3
金 融 業、保 険 業	2,477	0.0	1,703	0.0
不 動 産 業	10,215,716	28.5	9,605,528	28.5
物 品 賃 貸 業	47,617	0.1	27,786	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	320,194	0.9	311,591	0.9
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	1,507,268	4.2	1,118,191	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	315,996	0.9	111,226	0.3
教 育、学 習 支 援 業	20,083	0.1	12,510	0.0
医 療、福 祉	205,310	0.6	99,180	0.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	695,715	1.9	640,072	1.9
そ の 他 の 産 業	256,754	0.7	280,358	0.8
小 計	26,063,678	72.6	23,956,818	71.1
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,813,975	27.4	9,722,238	28.9
合 計	35,877,653	100.0	33,679,057	100.0



# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年9月末	〈参考〉令和2年3月末
<b>経常収益</b>	<b>499,442</b>	<b>931,265</b>
資金運用収益	432,130	800,869
貸出金利息	344,171	666,201
預け金利息	17,647	41,798
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	51,107	73,081
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	19,204	19,787
役務取引等収益	62,518	123,134
受入為替手数料	15,409	34,729
その他の役務収益	47,109	88,405
その他業務収益	1,015	5,663
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,015	5,663
その他経常収益	3,777	1,599
貸倒引当金戻入益	3,401	—
償却債権取立益	375	721
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	—	877
<b>経常費用</b>	<b>504,560</b>	<b>1,067,917</b>
資金調達費用	8,576	18,106
預金利息	7,799	16,321
給付補填備金繰入額	495	1,218
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	281	566
役務取引等費用	14,330	29,549
支払為替手数料	4,693	10,900
その他の役務費用	9,636	18,648
その他業務費用	255	137
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	255	137
経費用	475,908	971,265
人件費	287,368	578,542
物件費	175,822	361,924
税金	12,717	30,798
その他経常費用	5,489	48,857
貸倒引当金繰入額	—	27,669
貸出金償却	—	1,235
株式等売却損	—	—
株式等償却	3,700	9,081
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	14
その他の経常費用	1,789	10,857
<b>経常利益</b>	<b>▲ 5,117</b>	<b>▲ 136,651</b>

科 目	令和2年9月末	〈参考〉令和2年3月末
<b>特別利益</b>	<b>—</b>	<b>112,320</b>
固定資産処分益	—	112,320
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
<b>特別損失</b>	<b>0</b>	<b>2,597</b>
固定資産処分損	0	2,597
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>▲ 5,117</b>	<b>▲ 26,928</b>
法人税、住民税及び事業税	8,639	1,050
法人税等調整額	▲ 773	▲ 2,208
法人税等合計	<b>7,866</b>	<b>▲ 1,158</b>
<b>当期純利益</b>	<b>▲ 12,984</b>	<b>▲ 25,770</b>
繰越金(当期首残高)	<b>705,588</b>	<b>739,525</b>
積立金取崩額	—	—
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>692,604</b>	<b>713,755</b>



(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

## 地域密着型金融の推進について

### 1. 地域密着型金融の当組合の基本方針

当組合では、地域密着型金融の必要性の基本的考え方のもとに下記のビジネスモデルを構築し、推進委員を中心に取り組みを推進しております。

- ①ライフサイクルに応じた取引先企業への支援強化
- ②事業価値を見極める融資をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

### 2. 地域密着型金融の推進体制

- ①ライフサイクルに応じた取引先企業への支援強化
  - (1)既存先企業への支援 ……「こうしん企業支援プラン」プロジェクト・事業承継支援等
  - (2)創業・新規事業への支援 ……創業支援・新規事業支援
- ②事業価値を見極める融資をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
  - (1)事業価値を見極める融資 ……無担保・無保証融資、債権譲渡担保融資
  - (2)その他 ……ABL(動産担保融資)
- ③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
  - (1)地域活性化につながる多様なサービスの提供 ……消費者ローン問題、コミュニティ・ビジネス等への支援、融資等
  - (2)地域の面的再生 ……地方自治体等との協調融資

### 3. 地域密着型金融の具体的施策

- ①目利き能力の向上並びに人材の育成
- ②身近な情報提供・経営指導・相談業務の活用
- ③商工会議所、商工会、中小企業団体中央会並びに中小企業再生支援協議会等他機関との連携
- ④相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した多重債務者問題解決への一定の役割発揮  
具体的には：資金繰り計画表作成サポート等

## 地域貢献活動の状況

### 1. 融資を通じての地域貢献

【制度融資残高(保証協会付)】の取扱い

令和2年9月末現在	876件	6,343百万円
(うち、責任共有制度)	284件	2,623百万円

### 2. 文化的・社会的貢献に関する活動

- ①平成5年、創立40周年を機会に公益信託「江東信用組合奨学基金」を設立しました。  
現在、毎年1学年2名の大学生に返還不要の奨学金を提供しております。
- ②「経済講演会」や「江信協力会」主催による経営に関する勉強会を実施しております。
- ③営業店毎に社会貢献活動を計画し、地域清掃活動・献血運動・社会福祉団体への寄付等を実施しております。  
また、営業店毎に地域の催し物・お祭り・諸行事に積極的に参加し、地域の皆様とのコミュニケーションを図っております。

### 3. 東京都立産業技術研究センターとの業務連携

#### 一企業支援業務の連携・協働により地域産業の活性化を推進一

平成24年6月6日(水)より地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターと業務連携に関する協定を締結しております。企業等の支援に関する業務を連携・協働して実施することにより、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

#### 連携・協働して行う事業

- |                  |         |                 |
|------------------|---------|-----------------|
| ①企業等の技術力・製品開発の向上 | ④技術経営支援 | ⑦施設利用促進         |
| ②産業を支える人材の育成     | ⑤産学交流   | ⑧その他、協議に基づく連携事業 |
| ③企業等からの相談・問い合わせ  | ⑥情報発信   |                 |

## 反社会的勢力への対応について

当組合では平成21年7月に反社会的勢力に対する基本方針を策定し、「暴力団排除条項」の普通預金・当座預金及び貸出金における信用組合取引約定書・金銭消費貸借契約書等への記載をしております。

### 「反社会的勢力に対する基本方針」(平成21年7月17日 制定)

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

#### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

#### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築していきます。

#### 3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

#### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## コンプライアンス体制について

当組合では、法令遵守（コンプライアンス）を経営の重要課題として位置付けており、本部・営業店よりコンプライアンス委員を任命し、月例の「**コンプライアンス委員会**」にてコンプライアンス状況の一元管理を実施しております。その進捗状況については、理事会へ報告することで実効性を高めております。また管理職を中心にコンプライアンス・オフィサーの有資格者の拡充をコンプライアンス・プログラムに掲げております。

また、全役職員にコンプライアンス・マニュアルの配布およびコンプライアンスの徹底状況や問題案件については、部室店のコンプライアンス委員がその内容を把握し、共通認識として相互牽制が図れる体制としております。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

当組合の社会的貢献活動を通じて、質の高いCSR（企業の社会的責任）の実現に向けて、地域社会との「絆」を深め、地元社会の発展に寄与する為に、地域振興・社会福祉事業等への取り組みを推進し、地元地域の一員として積極的に社会貢献に努めてまいります。

### 1. 「経営革新等支援機関」としての認定

中小・小規模事業者の新たな事業活動の促進に関する法律の改正に伴い、中小・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設され、当組合は、平成25年4月26日付で経営革新等支援機関に認定されました。

### 2. 「中小企業金融円滑化法の期限到来」と「経営改善支援」の取り組みについて

当組合は、中小企業金融円滑化法終了後の対応について、従前と変わらぬ取り組みで臨み、役職員に対し周知徹底を行っています。

経営改善支援についても、平成20年5月に「こうしん企業支援プラン」プロジェクトを立上げ、中小企業診断士等の専門家と個別契約を締結して、当組合の融資取引先へ経営改善計画書の策定や経営改善のアドバイス等の指導・支援に取り組んでいます。

従来と同様に貸付条件の変更等や円滑な資金供給を迅速に努めてまいります。融資取引先が抱える様々な経営課題の解決に向け、これまで以上に積極的にコンサルティング機能強化を図り取り組んでまいります。

### 3. ビジネス・マッチングや動産担保融資(当組合独自のABL)等の支援

当組合では、地域の活性化の一環として、江信協会の会員を対象に「江信協会事業先ガイドブック」を発刊し、組合員ネット化プロジェクトを立上げ、更なるビジネス・マッチングの推進に取り組んでいます。

また、当組合独自のABL(アセット・ベースト・レンディング)商品を企画し、現在豊洲支店の仲卸業者を対象に取り組んでおります。

## 苦情処理措置・紛争解決措置の対応について

### ●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

#### 【江東信用組合 総務部】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3631-8180

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当信用組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.koutou.shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話：03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話：0570-022808)

### ●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)、

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)、

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記 当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

#### 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

# サポートサービスについて

## 「こうしん企業支援プラン」プロジェクト サポートサービス展開中

当組合では、「地域密着型金融」推進の観点から取引先企業・事業者の皆様を対象に「経営相談・支援機能」の強化を図るために、平成20年5月に「こうしん企業支援プラン」プロジェクトを立ち上げ、中小企業診断士等の専門家と個別契約を締結し、豊富な知識・経験・人的ネットワーク等を活かし経営資源である「人」「物」「金」「IT(情報)」を有効に活用して取引先企業・事業者の皆様に対して幅広い事業の改善支援活動に取り組む当組合独自のサポートサービスを展開しております。(原則、一年間当組合が費用を負担します。)

尚、当組合は、融資取引先の経営実態を理解して更なる深耕を図りながら、当組合の理念・使命に基づき融資取引先との相互信頼関係の構築化と継続した経営支援を行なうことで、営業地域内の融資取引先の育成・発展に貢献できることを目的に取り組んでいる制度です。

つきましては、「こうしん企業支援プラン」プロジェクトのご支援を希望される融資取引先は、ご遠慮なく当組合の渉外担当者・営業店窓口担当者にご相談ください。

## 店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	ATM
本部	〒135-0002 江東区住吉2-6-8	Tel(3631)8180(代表)	
本店	〒135-0002 江東区住吉2-6-8	Tel(3631)8187(代表)	2台
本店砂町出張所	〒136-0073 江東区北砂3-1-14-101	Tel(3615)1731(代表)	1台
洲崎支店	〒135-0016 江東区東陽3-19-9	Tel(3647)1751(代表)	2台
江戸川支店	〒132-0033 江戸川区東小松川4-53-10	Tel(3654)8101(代表)	1台
上野支店	〒110-0016 台東区台東4-29-8	Tel(3833)9111(代表)	1台
綾瀬支店	〒120-0005 足立区綾瀬3-16-4	Tel(3605)4111(代表)	1台
森下支店	〒135-0004 江東区森下2-23-2	Tel(3634)3921(代表)	1台
豊洲支店	〒135-0061 江東区豊洲6-6-1	Tel(6633)0351(代表)	1台

ホームページアドレス <https://www.koutou.shinkumi.jp/>

